

# JBIC 解体・ODA 一元化議論に関する

## 国際協力 NGO の共同提言

私たち国際協力 NGO は、今回の国際協力銀行（JBIC）解体とODA一元化議論にあたり、狭い省庁益や国益に左右されることなく、日本社会の市民および南の人々に開かれたものとし、世界の最も苦しんでいる人々のことを優先するように求めてきました。

「海外経済協力に関する検討会」の原田明夫座長には、非公式にNGOとの意見交換に応じていただきましたが、ODAの実施体制見直しについては、納税者である日本の市民や援助の現場をよく知るNGO、そして援助の受益者からの意見聴取もまだ十分ではなく、市民不在のまま今後の方向性が決まってしまうことを強く危惧しています。

私たちは国際協力に携わるNGOのネットワークとして、ODAの見直しにあたり、1. 基本認識、2. 国際協力のあり方、3. 実施体制 について以下を提言します。

### 1. 基本認識

### 2. 国際協力のあり方

- 1) 非戦・非暴力・非武装の原則の徹底
- 2) 市民主体の原則
- 3) 人権と「人間の安全保障」の配慮を基本原則とする
- 4) 国連ミレニアム開発目標達成への努力
- 5) 理念と政策と実施の一貫性の確保

### 3. 実施体制

- 1) 政策立案・実施体制の透明性と市民参加の強化
- 2) 国際協力省（仮称）の設置
- 3) 過去の経験を踏まえた援助政策についての合意作り
- 4) ODA 基本法の制定

2006年2月15日 JBIC 解体・ODA 一元化議論に関する共同提言 提案団体

特定非営利活動法人 国際協力NGOセンター（JANIC）  
ODA改革ネットワーク

特定非営利活動法人 関西NGO協議会

特定非営利活動法人 名古屋NGOセンター

(連絡先) 特定非営利活動法人 国際協力NGOセンター（JANIC）

〒169-0051 新宿区西早稲田 2-3-18 アバコビル 5F

Tel: 03-5292-2911 Fax: 03-5292-2912 E-mail: [global-citizen@janic.org](mailto:global-citizen@janic.org)

## 1 . 基本認識

日本政府はODAのあり方を考えるにあたり、次の諸点を基本認識とすべきである。

日本政府は地球社会の一員として他の国々と国際公益に対する責任を共有し、その責任を果たすためにODAを活用することによって、国際社会の期待に応えるものである。

貧困・環境破壊・感染症・人権侵害・武力紛争・過度な経済行為による格差の拡大などの国際的課題の解決に貢献することを通じ、地球社会の平和的な共存と繁栄及び公正で民主的な社会の実現に努めることは、日本住民の公共益の増進につながるものである。

ODA や国際協力に対する納税者の信頼と支持は、政府が国際的課題の解決に取り組み、地球社会の一員としての責任を果たし、途上国住民との良好な関係を築くことで獲得できるものである。

## 2 . 国際協力のあり方

### 1) 非戦・非暴力・非武装の原則の徹底

ODA大綱に謳われた平和の原則を遵守すると同時に、不当な戦争への協力に見られる外交政策の二重基準を排除し、この原則を徹底していくべきである。

### 2) 市民主体の原則

ODAの供与にあたっては、受益者であるべき住民、最貧国・最貧地域の最貧層、先住・少数民族、女性、子ども、高齢者、障害者、難民、流民など困難な状況に置かれた人々を優先すると同時に、住民自身が政策や実施のプロセスに主体的に参加できるように配慮すべきである。

### 3) 人権と「人間の安全保障」の配慮を基本原則とする

国際人権法の普遍的理念を尊重し、不安全な環境に置かれている人々の安全保障に優先的に対応し、彼ら自身の自立と権利保障に必要な環境を整えることをODAの主目的とする。法的枠組みの尊重、民主的ガバナンス、紛争助長要因の排除などに優先的に取り組む。

### 4) 国連ミレニアム開発目標達成への努力

多国間主義の考えに基づき、MDGsの達成に向けて国際社会をリードしていくべきである。その観点から、円借款のODAとしての適正さや有用性を見直しを行う必要がある。また、新しい援助供与国（中国、ブラジル、インドなど）に対しても率先して援助の「質」の水準を上げるように働きかける姿勢が必要である。

#### 5) 理念と政策と実施の一貫性の確保

理念から政策そして実施までに一貫性をもたらし、「国際協力」の本来の目的を実現できる体制で実施されなければならない。そのためには、援助政策と実施の独立性の確保と併せて、透明性・公開性の確保、および市民による監視と異議申し立てに応えるメカニズムの確保が重要である。また、政策や制度の見直しに当たっては、しっかりとしたレビューを行い、客観的事実と論理に基づいて行わなければならない

### 3 . 実施体制

#### 1) 政策立案・実施体制の透明性と市民参加の強化

これまで築いてきた市民参加の仕組み（公聴会・NGO と ODA 関係機関との定期協議等）を後退させてはならない。新たに設置される政策立案・実施体制でも、すべて透明性と市民参加のメカニズムが確保され、チェック・アンド・バランスが維持されるべきである。

#### 2) 国際協力省（仮称）の設置

13 省庁に分散している ODA の内容と予算を整理・統合し、責任所在の明確化・透明性の確保・一貫性の強化を実現し、途上国のニーズ・国際的課題に一元的に応える政策立案および開発援助を実施するために国際協力省の設置が望ましい。行財政改革に逆行するとの批判もあるが、行財政改革はスリム化が必要なものと、政府としての関与を強化するものとを明確にして行われなければならない。国際社会との共存を目指す日本にとって国際協力はその手段として不可欠であり、政府の関与を強化すべき分野である。国際協力省の設置は必ずしも組織の肥大化をもたらすものではなく、機能・人員の重複が解消され、行財政改革の目的に適う要素もある。

#### 3) 過去の経験を踏まえた援助政策についての合意作り

アジアの発展の経験の移転などが語られがちだが、何がアジアの発展に貢献したのか、その中で日本の援助はどのように貢献し、また問題を生み出したかについての客観的な調査を踏まえた社会的合意は存在していない。巨額の資金を投入する援助だけに、基本的な調査と振り返りを行う必要がある。現場の経験を踏まえて、これまでの総括を行うための調査委員会を設置すべきである。

#### 4) ODA 基本法の制定

援助政策の基本理念を明文化した基本法を制定し、一貫性のある援助を実施する体制を確立する必要がある。

以上 .